

# 水田活用の直接支払交付金における 交付対象水田について

香川県農業再生協議会、丸亀市地域農業再生協議会  
令和6年3月

水田活用の直接支払交付金の交付対象となる「交付対象水田」の範囲について、令和4年度より、以下の要件が追加されました。

令和9年度以降、**過去5年間連続して水稲の作付けが行われていない農地**について、原則として**交付対象外**となる。(5年水張りルール)

## 交付対象水田の継続と除外(イメージ)

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11...		
	水稲作付	1	2	3	4	水稲作付	5年に1度の水稲作付により、 交付対象水田として維持できる		
1	2	3	4	5	交付対象から外れる		△ 5年目に播種した麦には交付されません！ 麦は収穫年が交付対象年度です。		
	水稲作付	1	2	3	4	5	交付対象から外れる		
水稲作付	1	2	水稲作付	1	2	3	4	5	交付対象から外れる

※一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻りません。

5年に一度の水張りは「**水稲作付け**」により行うことが**基本**です。  
交付対象水田を維持するために、まずは**水稲の作付**を検討しましょう

○水稲と麦類、高収益作物を組み合わせた**二毛作**により、  
**収益性の高い農業**を目指しましょう！



○飼料用米やWCS用稲、米粉用米などの**新規需要米の作付け**により  
**水田の有効利用**を図りましょう！



ただし、

- 災害復旧や基盤整備の対象で、水稲の作付けが困難な場合は、交付対象から除外されません。
- 「湛水管理を1か月以上実施」し、「連作障害による収量低下が発生していない」場合は、水稲作付けが行われたとみなされます。

1か月以上、水稲作付け  
と同等の湛水管理

かつ  
+

連作障害による収量低下が発生  
していないことの確認

=

水稲作付  
とみなす

## 対象ほ場の確認方法について

地域農業再生協議会が対象ほ場を把握するため、  
**営農計画書への記載は確実に行ってください！**

- 水稲を作付する場合は、「品種名」と「植付予定月日」を記入**して下さい。  
水稲作付の確認は水稲引受共済（収入保険）による書類確認、または所用な現地確認にて行います。
- 水稲作付によらない1か月以上の湛水管理を行う場合は、「水張り」と記入し、「水張り実施の場合」欄に水張り開始予定日を記入**して下さい。  
（同封の「水張実施届出書」により、水張りの計画を申請して下さい。）

## 水張りの現地確認方法について

現地確認は地域農業再生協議会が**湛水開始時期と湛水管理終了時期に2回**行います。**2回とも湛水状態が確認できた場合のみ、1か月以上の湛水管理を行ったと認められます。**

## 連作障害による収量低下の有無の確認方法について

水張り後に作付けした作物の状態を現地確認または、書類提出による収量確認により行います。

## Q&A

Q 交付対象水田から外れるとどうなるのか

A 交付対象水田で麦や大豆等の戦略作物を耕作することで交付される「戦略作物助成」と、県や地域が対象作物と単価を設定する「産地交付金」の対象外となり、交付されません。

※交付対象水田には営農計画書の「助成対象水田」欄に「\*」がついています。

Q 農地の耕作者が変わっても、交付対象外となった農地がそのままになるのか

A 交付金の対象になるかどうかの判定は令和9年以降毎年度、所有者や耕作者にかかわらず水田一筆ごとに判定し記録されます。このため、一度交付対象水田から外れた場合、原則交付金対象に復帰することはありません。

Q 交付対象外となった農地は、登記上の地目や課税上の地目が変わるのか

A 今回の見直しは、水田活用の直接支払い交付金の制度上の取り扱いのみを変更するものであり、登記や課税等の変更を伴うものではありません。

【お問合せ先】 丸亀市地域農業再生協議会 0877-24-8845  
香川県農業再生協議会（事務局） 087-832-3418 087-825-2503  
中国四国農政局 香川県拠点 087-883-6503